

文書館ニユース

1号

山口県文書館

各県に文書館をつくろう

「各県に文書館をつくろう」これは私達のあい言葉であり、この運動の当面の目標である。私達はこの運動を進めるためには、史料の保存・利用機関の必要性を痛感している人々を中心に、この運動を強方に推進しなければならないと思う。なぜなら、現在ほど文書館設立の急がれる時はないし、また全国的に設立の気運は高まっているからである。

なぜ文書館設立が緊急を要するのか、それは史料が刻々と散逸しているからであり、また一方ではそれらの史料を求めている歴史研究者をはじめとする多くの利用者があるからである。散逸する史料とは時代的に限定された特定の史料ではなく、歴史的に価値のある史料全般である。然し、一般的な歴史的史料を保存することが現状では困難であるとするならば、差し当って近世史料と明治以降の県庁文書は散逸を防止する措置がとられるべきであろう。私達が特に注意したいことは、県庁文書は明日は廃棄されてしまうかもしれないということである。

各県に文書館をつくろう	1
国立史料センター問題と文書館	2
近県ニユース(岡山・広島・鳥取・佐賀)	3
欧米諸国文書館の設立事情	7
文書館法の制定に進むために	8
国立文書館に望むこと	9
編集後記	9

では、散逸の恐れのある史料が現状ではどのように保存されているか、多くの県の場合では、県立図書館か県史編集機関に集積されている。従って既存のこれらの機関は、今後はより幅広く史料の保存と利用にとり組まねばならぬ責務がある。

然し、既存機関の担当者が意欲的に史料保存・利用問題にとりくんだとしても、既存機関はそれぞれの目的をもっているため、必然的に越えられぬ壁が生ずる。この限界を破り、史料の保存・利用の機関として設立されるものが「文書館」であると私達は考えている。

私達は現在の山口県文書館が、史料の保存と利用面において模範的な機関だと少しも思っていない。然し、山口県文書館が県立山口図書館の郷土資料室から脱皮成長して、歴史的な史料の保存と利用のために成立した機関となったことは、それまでにみられなかった大きな業績を上げていると考えている。一例を上げれば県庁文書の移管や、村落史料の組織的な調査、史料複製等々を教えることが出来る。私達はこの業績により、またこの業務をよりよく遂行する為に、既存機関の担当者や文書館設立の必要を考えている人達に、文書館設立の促進をよびかけて、各県の当局者や県民の間に文書館設立運動をくり広げることが、現在もつとも必要な運動であると確信し、この問題の根本的な解決策であると考えている。

(広田)

国立史料センター問題と文書館

昨秋来、国立公文書館設置の問題と併行して、史料の利用面から国立史料センター設立の問題が提起され、一方では散逸の危機に直面している史料の保存を図るために各地に文書館を作ることが先決問題であるという立場から反対運動も展開され、史料センターと文書館設立の問題をめぐって活潑な論議が行なわれてきた。その過程でセンター案に反対する関係諸機関の勢力が結集され、「日本史資料保存・利用機関」問題学会連合が結成されるに至った。この問題をめぐっての意見や経過は既にくつかの雑誌にとり上げられているので省略するが、地方文書館の代表例として再三紹介されてきた山口県文書館がこの問題にどのように対処してきたかを報告してみたい。

わたしたちは、史料の散逸防止―積極的な収集・保存対策―の具体的措置・公開利用原則の確立が利用面に先行するという立場からセンター案に反対し、学会連合を中心とする地方文書館設立運動を支持し協調してきた。そのために、まづ周辺の関係機関に呼びかけて関係者と懇談し、各県に文書館が設立されるように働きかけてきた。また、これらの機関と密接な連絡をとりつつ、六月八日に広島で開催された学術会議公聴会で地方文書館設立の必要性を強く訴えた。以下、周辺各県の実情と公聴会の様様に触れてみたい。

現在、地方文書館設立の気運はかなりの高まりをみせており、その推進母体になり得るものとして(1)図書館郷土資料室を中心とするもの、(2)県市町村史編纂の過程で収集された史料の管理機関を中心とす

るものの二つが考えられている。実情を調査して歩いた六県のうち、広島・岡山・佐賀が前者の方向であり、島根・鳥取・福岡が後者にあたる。前者は各県の地方史研究団体と提携を図り、史料の収集・整理・目録化、史料複製等を通じて積極的な保存対策を講じ、文書館設立を促す契機として文書館法制定の必要性を痛感しその検討を試みるなど設立の条件を具備しているようである。一方、後者では編纂の過程で原史料の収集やコピー化による複本作成などで将来に備えているが、県内全般に亘る運動の盛り上りがみられず、今後問題が残されているようにみられる。

学術会議主催による公聴会は、学会連合を中心とする反対運動の盛り上りに対処するために、五月以来東京その他六ヶ所で開催されたものであるが、広島公聴会では主として史料の保存と公開利用をめぐって論議され、地方文書館設立の必要性が強調された。史料保存の面では出席者全員がその必要性を認め、そのために各県で文書館を設立し集中管理することが最も適当であるということ意見が一致し、文書館の設立を可能にする条件として、国による文書館法の立法化を要求する意見が出された。一方では文書館とセンターは抵触しないとの意見も出されたが、これは文書館による史料保存措置の万全化が前提となっており、ここでも文書館設立の必要性が再確認された。また史料の公開利用の面からも、公開を原則としない既設の大学へのセンター設置に反対する意見が出され、公開利用の原則が強調された。また、センターと文書館の関係、ワーキング・グループの改組問題等も論議されたが、結論をみるに至らなかった。

以上、広島では地方文書館設立の促進、文書館法制定の要求を結論とし、出席者の間でも文書館設立の必要性が強く認識された。

今後ともこの運動を一層盛り上げていくことが必要であるが、そのためにはたんに一県単位で運動を展開していくのではなく（県内での勢力を結集することは勿論必要であるが）、近県の関係機関とも提携して横の連絡を図り、それを起点にして全国的に運動を盛り上げていくことが必要なのではなからうか。

（利岡）

△参考文献▽

「歴史学研究」296～304、「地方史研究」72～74、「歴史評論」173～179、「日本史研究」77など。

近県ニヒース

岡山県の文書館設立運動

岡山県総合文化センター

長 光 徳 和

岡山県の文書館設立運動は、昭和三十八年十月に岡山に於て地方史研究協議会大会が開催された際、総会において地方文書館設立促進の議決がなされたときに始まる。この決議のあとをうけて、県下の地方史研究者と団体の連絡協議機関である岡山県地方史研究連絡協議会では、各地の文書館・資料館等の資料を収集し、どのような文書館を設立すべきか研究を開始すると共に、各方面に文書館設立の必要性について啓蒙活動を開始した。

一方、岡山県総合文化センターでは、昭和三十七年に新築されて以

来郷土資料室を設けて、郷土関係の文献、古文書の収集につとめ、一定の成果をあげてきたが、図書館奉仕の一環として運営される限り、種々の問題に直面せざるを得なかった。例えば古文書の収集にしても整理人員、書庫のスペースが問題になり、また望まれる調査・編さんの事業も思うにまかせない等、こうして、センターでは館の拡張計画の一部として文書館の設置を考えるようになり、用地も館の裏側にある約二〇〇坪の県有地を予定し、内々の接渉を始めた。

丁度その頃、岡山県では三木知事の特命によって、県の文化行政を総合的にすすめるために、文化振興基本計画を立案中であつた。たまたま立案の担当官が地方史連絡協議会の理事、幹事であつたことも手伝って、会の意志が充分に反映され、県立博物館、美術館等の設置構想と共に重要項目として取りいられることになつた。文化センターの構想が官庁機構を通じて反映されたことは勿論である。

このようにして、県立文書館設立運動はきわめてさい先よいスタートを切つたわけである。地方史連絡協議会は、何回かの研究会を開いて討論し、文書館構想について三つの原則を確認した。第一に、文書館は古文書のみでなく現代資料、就中県の行政資料をも含めたものになければならない。第二に資料の収集・保存・閲覧等の管理にあたることにとどまらず、資料の調査・編さん等の機能をもつものでなければならぬ。第三に以上の機能を充分に果たすためには、職員構成と待遇の面で特に優遇されなければならない。この三原則に立つて地方史連絡協議会等が作成された。それは、古文書資料室（調査員5・主事補1）県政資料室（調査員3・司書補1）参考閲覧室（司書3・司書補2）整理事務室（司書2・司書補2）写真複写室（技師補1）に事務職員若干名というものである。かくして県文化振興基本計画の

立案がほぼ終る昭和三十九年十月に、本構成をもって正式に知事、県会議長、教育長等に陳情することになり、知事の面会時を打合せている最中、三木行治知事は急逝されてしまった。

このようにして、文書館設立運動は一頓座を来した。しかし後任の加藤武徳知事は残された文化振興計画を踏襲することを公約されたので、われわれは希望を失っていない。来年度の予算編成期に入る九月には、来年度以降若干なりとも文書館設置調査費を獲得するために、地方史連絡協議会構想をもって陳情する予定にしている。

なお、現知事のもとで文化振興計画は現在具体化が教育委員会で検討がすすめられていることを付記しておく。

△参考資料▽

岡山県文書館設置計画試案(編集者の責任において説明
文は省略し大體のみ抽出)

(1) 趣旨

近世庶民史料・明治以後の県政史料を始め、郷土に関するあらゆる文献史料の収集・保存と、県民・研究者の利用に供するための郷土文献センターとして、郷土文化の向上に資するために設ける。

(2) 事業

(一)史料の収集・保存 (二)史料調査 (三)修史 (四)参考・閲覧 (五)史料に関する啓蒙普及

(3) 設備

古文書・整理室。県政資料室。整理・事務室。参考・閲覧室。特別閲覧室。写真復写室。暗室。書庫。荷とき室。会議室。防火・防災施設の完備。利用者収容人員80名

(4) 運営機構

岡山県教育委員会の管理下におき、岡山県総合文化センターの一部

門として設置する。(この試案は、現在の文化センター郷土資料室の業務を拡張発展させる必要上企画されたものである。)館長の助言機関として県内類縁機関・研究者・有識者による運営協議会を設置し、事業計画、史料収集、保存利用に関する事項を審議する。なお、中央における国立文書館、文部省史料館、国立国会図書館等と密接な連携を保ち、中央と地方との系列化をはかる。

(5) 経常費

総計 5,860,000円

広島県における文書館設立運動について

広島県立図書館

土井作治

1 広島県における史料保存・利用の現状

広島県下において史料保存・利用に関する動きはあるものの、十分な対策は実現せず、その保存・利用は作成者・所蔵者の恣意によっている実状である。

すなわち、戦後広島大学歴史関係者が研究のため県下の史料調査をはじめ、散逸していく史料の一部を保存整理した。県・市町村でも文化財保護法の制定に伴い、その活動の一環として古文書・古記録の所在調査を実施し、史料目録の刊行または指定保護しようとする動きが

ある。なお、市町村史編さんのための収集史料の保存が十分でなく、散逸が多いし、近代以降の県・市町村文書類に対しても保存対策は講ぜられていない。公共図の郷土資料の収集活動も、古くからあるが、浅野・三原・竹原図の収集が見るべき程度で、県立図では郷土資料室、専任職員もない。その他学校関係、郷土研究者において収集、保存されたものもある。

以上が広島県の現状で、資料全体からみると意図的に保存されているものは徴々たるものと云うほかはない。

2 文書館設立運動の経過

公私の文書・記録が次々に廃棄・散逸される悲しい実状を、深い憂いをこめて見つめているだけでなく、文書館設立の運動として結集しはじめたのは、極めて最近のことである。

それは、今年一月、国立史料(サービス)センター推進協議会による国立史料センター案の意見を求められたのを機会に、具体化したと云ってよい。すなわち、一月三十一日、広島在住研究者三十名による国立史料センター研究会が開かれ、

1 国立史料センターの広島設置について

2 県立文書館の必要性に関すること

の二議題を中心に討議が交された。その結果、第一点では国立史料センター設立とともに「国費補助等に基いた公立の文書館設置についても同様に促進すべきである。」を軸にして三項目にわたる要望書を決議し、第二点では広島大学文学部国史研究室を事務局として、「広島県立古文書館設立推進協議会」(仮称)の結成を確認し、発足のため

の「世話人」の人選を事務局に依頼した。

かくして、二月十三日、広島県立文書館設立期成会の第一回合が開かれ、文書館設立の趣旨・内容・運動方針を検討して、実現のための第一歩をふみだしたのである。

その後六月十八日まで第四回合を開催し、さらに事務局と関係者との幾度かの小会合によって、文書館設立運動が具体的に進みつつある。その間の経過を簡単にふり返ると、第二回集会で政・財界を除く有識者から発起人代表を要請すること、その要望説明集の作成、世話人を幾人かのグループに分けて県当局その他に文書館設立の意向打診等にあたる。第三回集会では文書館の具体的構想の必要性から、

1 知事直属の調査研究機関としての文書館構想案

2 県立図書館郷土資料室拡充方式による文書館構想案
の二案を作成・検討された。また、第四回集会では、どのような方法で、この運動を展開するか、その時期等について具体的な検討を重ねた。

広島県では以上のような段階であり、現状の分析・構想案の確認・具体的な運動の進め方等が、期成会を中心に審議、深められているわけで、また正式には県民・関係者に働きかけが行なわれていない。

今後、世論の喚起のためマス・コミ機関を利用するか、財界関係者に協力を要請するか、諸々の方式によって実現のための活動を展開しようとしているが、その見通しについては全く予断を許さない困難な問題が山積している。

×

×

×

鳥取県下所在の史料について

鳥取大学教員 徳 永 職 勇

鳥取県下の公的機関で、まとまった史料を所蔵しているのは、県立鳥取図書館で、その藩政史料は冊数にして約一万二千冊に上る膨大なものである。保存状態は比較的良好であるが、修復を要するものも多く、保管・利用方法についても更に検討されなければならない。

県の図書館設立の必要性は、この藩政史料の保管・利用という面だけからしても痛感されるのである。

一方、昭和三十八年から、県史編さん事業が始まり、史料収集が十余人の専門委員の手で進められているが、その収集史料の保管については、県史完成後は、藩政史料といっしょに考えたいものである。

鳥取県では、昭和三十九年くらい「文化センター」設立について調査を続けているので、その設立のときが「文書館」設置の好機と考える。

県下には、大庄屋関係などの史料は、かなり多く、また町村史料も豊富なので、これらを一日も早く文書館に収集したいものである。

佐賀県文書館の必要性

佐賀県立図書館 福岡 博

佐賀県の地方史資料は現在散逸の危機に晒されているというより、

むしろ大部分が散逸してしまったというのが、本当かもしれない。特に昭和二十九年以後の町村合併などによって、旧役場などの公文書の散逸は甚しい。また年々増加する公文書に県庁はじめ、各公共機関でも、これらを保存する施設は極めて不完全で、すでにその場所すらないところも多い。そのため毎日のように多くの書類が処分されている現状である。なお、これは公文書のみならず、近世庶民資料などの私文書も同じで、戦後農地開放による旧地主資料など殆んど残っていない。これらの現象は日本史研究の面からも、また今日の行政面でも基礎的なデーターを欠くことになり、大きな問題になっている。

佐賀県は過去、旧佐賀藩主の設立した佐賀図書館を中心に肥前史談会という地方史研究グループがあって、中近世における政治史的研究や資料の収集が行なわれた。しかしこの会も敗戦とともに解散してしまつた。

戦後、この会に代わるものとして県立図書館の中に郷土研究会が生れ、ようやく庶民資料の収集の段階になったが、佐賀図書館は老朽狭隘な施設のため、所蔵する場所すらなく、収集は中断された。

昭和三十八年、県立図書館が一億二千万円の巨費をかけ新築され、これらの問題は一挙に解決されるやに見えた。この新築を機に佐賀本藩旧蔵の古記録、和書、蘭書、絵図など三万点を越える資料が一括寄託され、また県行政資料のうち明治初年から二十五年までの公文書が保管転換された。これまで図書館が所蔵していた旧蓮池藩資料、坊所鍋島資料などを加えると、その数万点を越え、研究者から喜びの声を持つて迎えられた。

しかし、新図書館は文書館として充足した訳ではなく、新館書庫収

容能力十五万冊のうち、これらの資料が加わったので、すでに四分の三は書架を埋め尽し、ここ数年で所蔵できなくなる状態になった。

古記録類の重要性はいうまでもないが、図書館として一般に扱う図書資料とは性格が大巾に異なるため、公共図書館の使命からは、やや離れたものとなり、目下社会的評価も後向き、または趣味的なものとして、前向きの奉仕活動の足をひっぱるマイナスの面を現わしてき

た。この意味からも古記録を専門に取扱う図書館の設立が急がれることになった。

いま学術会議を中心に史料センターの問題が提起されているが、佐賀県としても、最少県単位の図書館ができることを、中央に強く要望した。とりあえず県立山口図書館から分立した山口県図書館の動きに似た方向で今後運動を進め、一日も早くこれが実現のために努力したいと思っている。

欧米諸国文書館の設立事情

十四〜五世紀ごろから、西欧諸国の王室や政府の頭官の手許に集積された文書を保存し、王の治績や武勲等を伝え、或は徴税関係の資料帳簿等を保存して収入の確保をはかるとか、或は法令・外交文書等を記録として後世に残す目的で、宮廷や大法官庁等に文書館の設立をみた。例えば、欧州最古と言われているポルトガルの「トルレ・ド・ト

一五三九年に「シマンカス総合文書館」が、旧ドイツ政府は一六〇四年に「プロイセン枢密国家文書館」を、またスエーデンでは一六一八年に王室大法官庁内へ「国立公文書館」を、更にイタリアの代表的なトリノの文書館は一七三四年に「宮廷文書館」と呼ばれていた等々である。

しかし、時代の変革は政治の組織にも中央集権化や近代化をまねいて、次第に官庁の決裁・報告文書等が重要視されて来た。そして中央政府機関においては、政府能率を改善する実質的な必要から、または文化的・個人的な利害、或は事務的な理由から、今日の意味における文書館を設置する必要性が認められて来た。その最も古く規模の大きな文書館の一つはフランスのパリにある「国立文書館」で、一七八九年のフランス革命による行政機構の改革と整備にその端を発し、一七九五年に創立されて、諸官省の文書は何れも同所に移管され保存整理がなされた。このフランス革命は文書館制度にきわめて大きい影響を及ぼし、「国の公文書や記録類の保存をはかることは国家の大きな責任である」という考え方が生まれて来た。そして欧米各国間では全国的・統一的な文書館行政が確立される気運が高まって、まず一八〇二年にはオランダに、一八一七年にはノルウェーに、一八三一年にはルーマニアに、あいついで国立文書館が設立された。また、ポルトガルは一八三四年に、スエーデンは一八三七年に従来の文書館を改変して中央文書館としての機構の整備が行なわれた。ついで、一八三八年イギリス公文書館がロンドンに開設されたが、他の諸国が文書館をさすのArchives (アーカイブズ) という語を用いるのに対し、イギリスはPublic Record Office (パブリック・レコード・オフィス) と呼び、記録に大きな意味を持たせた。

その他、一八五四年オランダが、一八六一年イタリヤが、一八六六年スペインが、それぞれ旧文書館を拡大して中央政府の統制の下に繰込まれている。また、ドイツは第一次世界大戦後の一九一九年に漸く統合した「中央文書館」の設立をみたが、やがてナチス政権獲得後の一九三五年に別に「陸軍文書館」が設立されて、中央文書館としての統合方針はこれのため阻害された。

こうした欧州各国間の中央文書館設立の動きは十八世紀まで溯ることができ、大抵十九世紀の半頃にはほぼ開設整備されたが、アメリカ合衆国の中央文書館の設立は、米國歴史学会の強い要請もあって約一世紀おくれた一九三五年にワシントンに開設された。しかし、その設備や機構も最も新しく整っており、世界の国立文書館中最も完備されたものとなった。

一方、ソヴェト連邦においては、一九一七年の革命の翌年から従前の政府各機関・各共和国の記録・文書類はすべて連邦政府が統一調整を行なうことを法令で定め、更に一九三八年に内務省中央文書館管理局が監督する機構に改革され、九つの国立中央文書館（アルヒーフ）が整備された。

次に、第二次世界大戦後の動きとしては、ドイツの東西分裂によって、東のドイツ民主共和国では一九五五年ポツダムに「ドイツ中央文書館」を、その翌年には西の連邦共和国が「連邦文書館」をコブレントツに開設して総合的な中央文書館となった。そして、東西ドイツ共に各邦毎に少なからぬ「邦文書館」を持っている。

最後に、文書館国際会議の一九五五年報には、世界各国の文書館一七―四館が報告されている。そしてその分布状況を見ると、ヨーロッパおよび米大陸の各国にはほとんどその設置があり、アジアにおいて

は、インド・セイロン・インドネシア・中華民国（台湾）、アフリカにおいてはアラブ連合・モロッコ・中央および南アフリカ各連邦・チユニシア・ガーナ等、その外オーストラリアにも国立文書館が設けられている。

なお、文書館行政を所管するため、文書館総管理局を設置している国（ポルトガル・ポーランド・ルーマニア・ソ連等）や、文書館および図書館総局を設置して文書館行政を図書館行政と同一の管理系統の下に置いている国（スペイン等）、または同様の管理監督権を国立中央文書館に持たせている国（オーストリア・南アフリカ連邦等）など、下部組織についても区々である。

（田村）

文書館法の制定に進むために

全国の各地に文書館をつくって、機構や機能を完全に備えていく。この一歩まえに文書館の基準を明確に定めなくてはならない。

また基準となる「文書館法」案を念頭に置いて進むことは、文書館設立運動を展開する協力者の共通の指標をうることにならう。

かりに「文書館設置促進法」を制定して、文書保存の急務を具現するとしても、「文書館」なるもののイメージが統一されて発表する必要がある。このような観点から山口県文書館の職員が検議した試案を発表することにした。この「文書館法要項」は、都道府県の公立文書館を想定してもとめたもので完全なものではないが、種々の審議の過程をつんで完成の境に達することを前提としている。これを要約して掲載すれば、

文 書 館 法 要 項

一 目的

- (1) 文書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、設立の促進と健全な発達を図る。
- (2) 基本法は地方自治法により教育委員会法にはよらない。

二 定義

「文書館」とは歴史に關する文書及び記録（以下文書という）その他必要な史料を収集し、整理し、保存して利用者の調査研究に資することを目的とする施設である。また文部省指定の研究機関とする。

三 事業

- (1) 文書を収集し整理する。
- (2) 文書を永久保存し、公開して利用に供す。
- (3) 文書の日録、索引、解題、定本の作成と配布。
- (4) 文書の利用に關し、参考となる助言と案内。
- (5) 文書に關する専門的な調査と研究。
- (6) 文書の展示及び文書に關する講習会。
- (7) 歴史の編さん及び配布。
- (8) 他の文書館と協力してマイクロ史料の交換等を行なう。
- (9) 学校、図書館、博物館等と緊密に連絡する。

四 職員

- (1) 館長は専門家でなければならない。
- (2) 専門職員は文書館の専門的な業務に従事する。
- (3) 専門職員の構成は業務別だけでなく、研究の時代別も考慮さ

れる。

- (4) 専門職員と庶務関係の事務職員の割合は、専門職員五人に対して一人の割合とする。
- (5) 専門職員の身分は研究職とする。
- (6) 整本手、写真撮影技師等の技術者を確保する。
- (7) 地方には史料調査員を置く。

五 専門職員の資格

- (1) 大学院修士課程修了者で日本史を専攻したもの。
- (2) 右と同等であると認められたもの。
- (3) 大学・大学院で日本史以外の専攻者は日本史二〇単位を修得することにより資格が与えられる。

六 独立文書館の基準

- (1) 独立の館舎で総面積が一、〇〇〇平方米（三〇〇坪）以上。
- (2) 人員は一五名以上。
- (3) 施設としては閲覧室、事務室、会議室（大・小）、書庫（防火・防虫・防湿）、殺虫室、写真撮影室、現像室、史料整理室。

七 国庫補助

- 公立文書館には国庫補助がある。
- (1) 新しく設置する場合は施設費の半額。
 - (2) 備品購入費の半額。
 - (3) 備品購入の際免税の措置。

八 史料収集

国または地方自治団体の諸機関から、公文書が移管される法的措置。

このような条項があるが、諸外国の文書館制度などを参考にし、日本の文書館制度をどのような形体に造りあげるかなど、根本的な考え方を正して、再三の検討を要する点が多々あるが、一試案として発表する。

(森田)

国立文書館に望むこと

「国立文書館はまだ設置されないのですか」という問を發すると、たいていの人は「国立文書館が出来るような話しでもあるのですか?」と反問されるだろう。国立文書館は「出来るような話し」という前相談のようなのんびりした事柄ではなく、すでに調査(整地)費として一億円が昨年(未実施)と今年にわたって国費から支出されることになっている「実施」に関する問題である。

これらの事情を知られない方のために、これまでの経過を簡単にまとめると、昭和三四年に日本歴史学協会の要望により学術会議は、当時の岸信介総理あてに「公文書散逸防止について」と題し、国立文書館をつくることは「国民に対する義務である」と勧告した。このことにより、総理府と国会図書館に調査会がもうけられ、調査研究するとともに、総理府では先に上げたように一億円の予算で整地を行なうことが決定しているのである。

私達は国立文書館が緊急にしかも公開利用の原則の上に立った、地方文書館の範となるものが設立されることを望んでいる。従って要望事項は多々あるが、ここでは地方文書館と関連のある、私達が特に強く要望していることを述べてみたい。

特に強く要望していることは、国立文書館内に地方文書館との連

絡・調整・利用に当る部門、即ち「地方部門」をもつことである。地方部門は地方文書館の目録や主要史料のマイクロフィルムを保存して、利用者に提供することを業務内容とする。私達は、国立文書館は当然の責務としてこのような部門をもつことを考えている。従って、昨年度から論議されている史料センター案に反対の立場に立つのは、このことにより国立文書館が性格をゆがめられ、半身不随の機能麻痺を生ずることを恐れるからである。国立文書館が地方部門をもつことは、私達の独想ではなく、公文書館制度が發達している欧米では、どこでも実施されていることであり、とりわけてスエーデンの制度は範とするに足るものであると考えている。

(広田)

編集後記

○ 文書館設立促進運動として近県の実情をみて歩いた結果、この運動を發展させるためには、当館のニュースを發行し、この運動を推進される方々にニュースと意見交換の場を提供することが急務であると考え、ニュース第一号を發行しました。御当地の情報をお寄せ下さい。

○ 学会連合の事務長である明治大学教授木村礎氏が八月末に調査のため当方に来られました。その時のお話しによりますと、「史料センター案」の実現はまず無理だろうとのことでした。私達は国立文書館・地方文書館の実現の中で、史料の利用面をより充実させて行きたいと考えております。

○ 史料が資料か? 当方では歴史的な史料だから「史料」という名称に統一しました。文書館史料目録としております。

文書館ニュース 一号

昭和四〇年九月二〇日 發行

山口 県 文 書 館

山口市上宇野舎元六ノ一

電 山口 ④ 四三七〇番